

平成 23 年 12 月 22 日

エコマーク事業の現況ならびに料金制度等の一部見直しの経緯等（参考）

財団法人日本環境協会
エコマーク事務局

1. 現行中期活動計画下でのエコマーク事業の状況について

現在のエコマーク事業は、平成 19 年度から平成 23 年度を対象とする中期活動計画および中間年にあたる平成 21 年度に実施したアクション・パネルの提言に基づいて運営しております。

認定商品数は、平成 20 年 1 月発覚の環境偽装前には 4,900 近くに至りましたが、環境偽装に対応したことで同年 6 月には約 4,200 まで減少いたしました。その後は増加基調が継続し、平成 23 年 11 月末時点では 5,093 となっております。平成 19 年度から現在までの間、新たに 13 の商品類型を制定し、11 の商品類型を改定いたしました。

一方、事業運営の基盤となる収入に関しましては、現行の料金制度の導入を契機とした収入減に加え、平成 20 年 1 月発覚の環境偽装によるさらなる収入減により、減収状況は長期化、固定化しているのが現状です。そのような状況下でも、種々の取り組みを行って来ているところです（下表）。

しかしながら、①新規商品類型への取り組み、②改定等の認定基準のメンテナンス、③エコマーク事業の普及啓発、④エコマークの信頼性の向上の取り組み等で、事業進捗の上で制約を受けている状況が続いています。

表 現行の中期活動計画下での主な取り組み¹⁾

年度	主な取り組み
平成 19 年度	①基本方針「消費者に身近な商品類型の選定」の確認、②基準策定プロセスに一般消費者の声を反映、③基準策定委員会の委員候補を公募、④環境偽装発覚後は環境偽装対応
平成 20 年度	①環境偽装対応と環境偽装再発防止の仕組みづくり
平成 21 年度	①アクション・パネルでの中期活動計画見直し、②20 周年記念事業の実施（20 年史の作成、GEN ²⁾ 年次総会の神戸開催、記念講演会の開催）、③委員会体制の再編成
平成 22 年度	①エコマークアワードの創設、②表示方法の改善による認定商品等へのマーク表示の促進、③消費者が理解し易いように環境評価項目を整理統合
平成 23 年度	①偽造防止技術を導入し意匠性を高めた認定証への仕様変更、②マークの露出向上を狙いとした自治体等でのシンボルマーク使用の柔軟化、③認定取得企業で名刺等に表示いただける「エコマークライセンスホルダー」ロゴの導入

注 1) この他に、日中韓環境産業円卓会議他での相互認証の取り組みがある。

なお、本表では商品類型の選定、認定基準の制改定の実績には触れていない。

2) Global Ecolabelling Network（世界エコラベリング・ネットワーク）

2. エコマーク料金制度等の一部見直し実施の経緯

2.1 現在の料金制度について

エコマーク事業は、すべて認定企業の皆様からのエコマーク使用料および商品認定申込者の皆様からのエコマーク商品認定審査料でまかなわれています。まず、使用料と審査料について簡単に整理いたしますと、現状は以下の通りです。

1) エコマーク使用料について

①平成 17 年（2005 年）4 月、現在の料金体系に移行

②小売単価に応じた使用料金の体系からエコマーク商品売上高に応じた体系を新規に導入

③使用料は、「エコマーク使用規定」の別表に規定され、上限 100 万円、下限 1 万円、その間の使用料は売上高の一次関数として表現されています。（各金額は別途消費税が必要）

2) エコマーク商品認定審査料について

①平成 15 年（2003 年）10 月新規導入

②2 万円（別途消費税）（注：「既認定商品に対する追加申込、変更申込」は無料に対応）

2.2 料金制度等に関する課題

1) エコマーク使用料の現行制度への移行から、丸 6 年が経過しております。かねてより使用料については、エコマーク商品の売上高の算定事務が難解かつ煩雑であるといったご指摘や、料金の負担割合についてのご意見を多くいただいております。他方、平成 17 年実施の料金制度改定や、平成 20 年 1 月に起こった環境偽装等の影響などにより、結果的にエコマーク全体の使用料収入は平成 17 年の料金制度改定前の水準より大幅に減少しております。これまで数年にわたり経費削減等により、現行の使用料水準の維持に努めてまいりましたが、今後エコマーク事業を維持・発展させる上で運営基盤の強化が急務になっておりました（1 章参照）。

2) サービス系商品類型を新規に展開するに際し、具体的には新規商品類型「小売店舗」の制定に対応して、料金メニューを整備する必要がありました。

2.3 料金制度等に関する課題に対するエコマーク事務局の対応

上述の課題に対して、エコマーク事務局では以下の通り対応いたしました。

上記 1) 項につきましては、事前検討の期間を経て、本年度に入って料金制度等見直しのためのプロジェクトチームを本格的にスタートさせ、鋭意検討を進めました。平成 23 年 9 月開催のエコマーク運営委員会において、プロジェクトチームの検討経過について報告しています。見直し内容については、別紙 1 をご覧ください。

上記 2) 項につきましては、新規商品類型 No. 501「小売店舗」のための料金を検討し、すでに平成 23 年 11 月 15 日の制定時に公表しています。

以上